

用語のご説明

普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる個人の方で、かつ、契約手続きに使用するスマートフォンの契約者であり、保険料の支払義務を負う方をいいます。なお、都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許（仮運転免許や国際運転免許を除きます。）をお持ちの方 ^(注) に限りします。 (注) 普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限りします。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
記名被保険者	個人の方で、借用自動車を運転する代表者として登録された方をいいます。なお、都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許（仮運転免許や国際運転免許を除きます。）をお持ちの方 ^(注) に限りします。 (注) 普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限りします。
指定被保険者	個人の方で、記名被保険者のほかに借用自動車を運転する方として登録された被保険者をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、免責金額 自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
2回目から割引 (割引率：4%)	一度ご契約いただいた保険契約者が、同じユーザーIDを使って、再度ご契約される場合に、記名被保険者（2021年1月1日以降始期契約の場合は、記名被保険者・指定被保険者）の保険料に適用される割引です。 ^{(注1)(注2)} (注1) 今回のご契約の始期日から過去3年以内に、前のご契約の始期日がある場合に限りします。 (注2) 初めて『1DAY保険』をご契約される場合であっても、1度のお申込みで2回分以上のご契約をまとめてお申込みいただいたときは、2回目以降の契約の保険料に対して「2回目から割引」を適用します。 ※この割引においては、スマートフォンで『1DAY保険』を契約する場合と、スマートフォン以外の方法で『1DAY保険』を契約する場合で、契約回数は通算されません。
2人目から割引 (割引率：4%)	(2020年12月31日以前始期契約のみ) 指定被保険者を設定してご契約される場合に、指定被保険者の保険料に適用される割引です。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。